

## 令和5年度第2回豊川市公契約審議会次第

令和6年1月23日（火）  
午前10時から  
委員会室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 入札制度改革の取組について  
（1）週休2日制工事の拡大について
- 4 前回の審議内容、答申（案）について
- 5 閉会

---

### 【資料等】

豊川市公契約審議会配席図

豊川市公契約審議会構成員

週休2日制工事の拡大について【資料1】

前回の審議内容について【資料2】

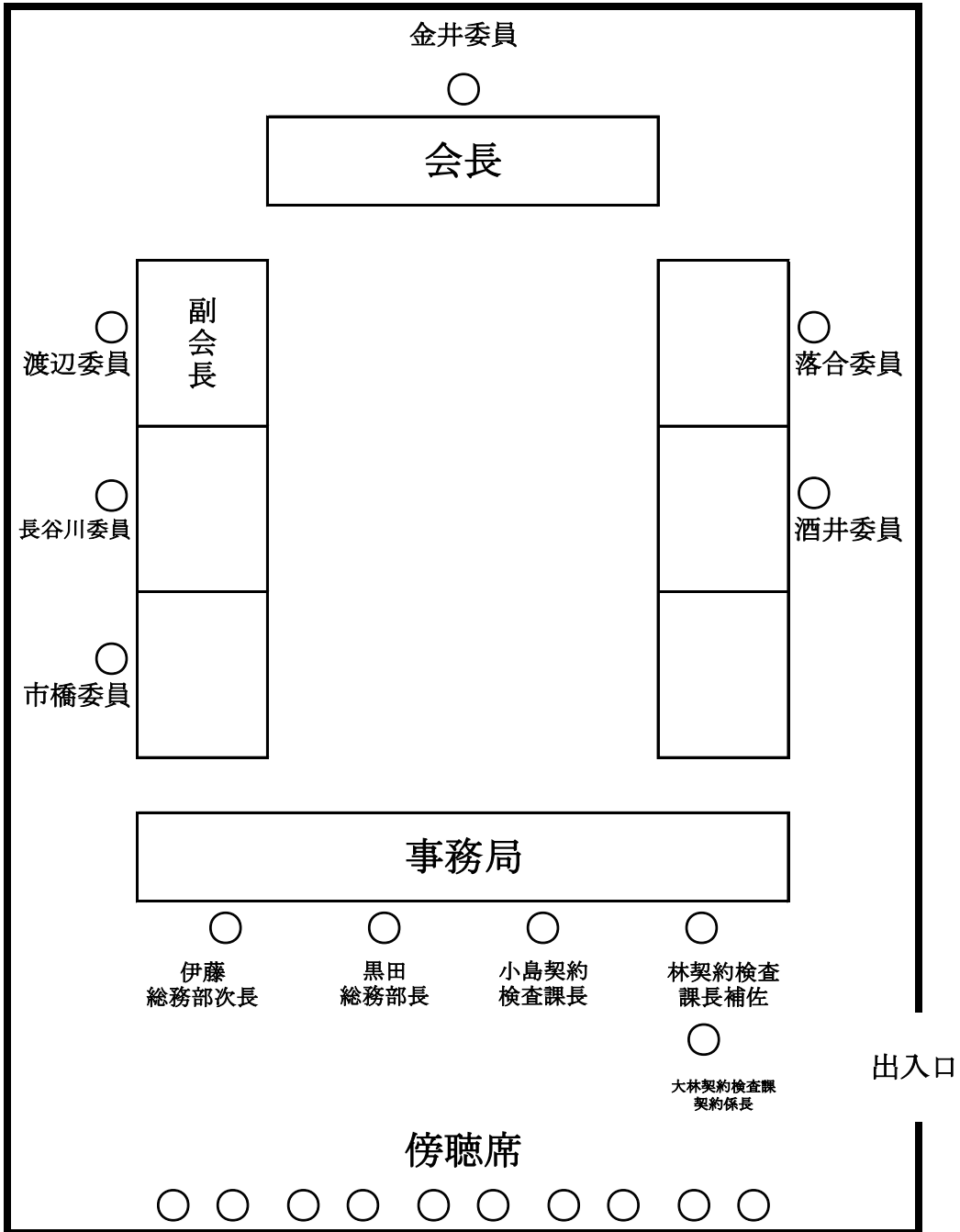
令和6年度労働報酬下限額について（答申）（案）

# 令和5年度第2回豊川市公契約審議会配席図

令和6年1月23日（火）

午前10時から

委員会室（本庁舎3階）



## 豊川市公契約審議会構成員

(会長、副会長、以下50音順)

| 構成員 | 氏名            | 区分    | 組織・団体                                    |
|-----|---------------|-------|--|
| 会長  | 金井 幸子         | 学識経験者 | 愛知大学<br>法学部准教授                           |
| 副会長 | 渡辺 裕一郎        | 学識経験者 | 愛知県社会保険労務士会<br>三河東支部                     |
| 委員  | 市橋 智久<br>(*1) | 労働者代表 | 愛知県労働者福祉協議会<br>東三河支部<br>支部長              |
|     | 落合 利夫<br>(*2) | 事業者代表 | 豊川商工会議所<br>建設関連部会<br>部会長                 |
|     | 酒井 雅喜         | 労働者代表 | 日本労働組合総連合会<br>愛知県連合会<br>三河東地域協議会<br>事務局長 |
|     | 長谷川 完一郎       | 事業者代表 | 豊川商工会議所<br>専務理事                          |

任期：R4.9.27～R6.9.26

(\*1) 任期：R4.10.21～R6.9.26

(\*2) 任期：R4.11.1～R6.9.26

## 週休 2 日制工事の拡大について

### 1. 制度の目的

建設業における担い手の確保・育成のため、令和元年度より豊川市が発注する工事の一部において、週休 2 日制を導入し建設現場の環境改善を図る取組を行ってきました。

令和 6 年 4 月 1 日からは建設業においても、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働規制が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が発注者に求められています。

このような状況を踏まえ、今後の週休 2 日制の定着に向けて現在の運用を見直し、令和 6 年 1 月より土木工事の対象工事を拡大し、建築系工事を新たに追加します。

### 2. 土木工事の週休 2 日制度の拡大

#### ○対象となる工事

原則、発注者指定型での発注とします。発注者指定型の対象となる工事は、次の要件をすべて満たすものから市が指定します。

- (1) 公共建築工事積算基準を適用しない工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (3) 緊急性がない工事
- (4) 対象期間が概ね 1 か月以上の工事

#### 【発注者指定型】

現場閉所により週休 2 日に取り組むもののうち、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式。

#### 【受注者希望型】

現場閉所により週休 2 日に取り組むもののうち、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

## ○工事費の積算と変更契約

### 【発注者指定型】

当初から4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を休日取得計画表に取得状況を記入したものを確認します。4週8休を満たしていないものは、補正分を減額し、変更契約をします。

### 【受注者希望型】

休工状況として4週8休以上の確認後、変更設計時に補正係数を乗じ、変更契約をします。

## 3. 建築系工事の週休2日制度の新設

### ○対象となる工事

対象となる工事は、次の要件をすべて満たし、豊川市が指定する工事とします。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 対象期間が概ね1か月以上の工事

### ○工事費の積算方法

国土交通省の「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（令和2年6月23日付）の通知により、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により工事費の積算を行います。

### ○工事費の積算と変更契約

当初から4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を休日取得計画表に取得状況を記入したものを確認します。4週8休を満たしていないものは、補正分を減額し、変更契約をします。

### ○工事成績評定で加点される要件

対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で1点を加点評価します。なお、28.5%未満の場合は、工事成績評定の減点を行わないものとします。

### 4. 取組件数

| 年度                        | 発注者指定型                  | 受注者希望型      |
|---------------------------|-------------------------|-------------|
| 令和元年度                     | 1件                      | —           |
| 令和2年度                     | 5件                      | —           |
| 令和3年度                     | 4件                      | —           |
| 令和4年度                     | 7件                      | —           |
| 令和5年度                     | 11件（見込）                 | 5件（見込）      |
| 令和6年度<br>（土木工事）<br>（建築工事） | 発注件数の約60%（予定）<br>2件（予定） | （予定なし）<br>— |

※受注者希望型は令和5年度からの新たな運用方式です。

## 前回の審議内容について

## 1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

## ㊦ 【一般】 公共工事設計労務単価設定あり

- ・公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とする。
- ・公共工事設計労務単価が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

## ㊧ 【一般】 公共工事設計労務単価設定なし

- ・設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とする。
- ・今後、単価が示されなかった職種についても同様とする。

## ㊨ 【特別】 未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額1,038円（1時間当たり）とする。

## 2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

## ㊩ 【一般】

- ・地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額1,038円（1時間当たり）とする。
- ・地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

## ㊪ 【特別】 未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・【一般】 業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額1,038円（1時間当たり）とする。

## 3 適用期日

- ・令和6年4月1日以降に業務を開始する公契約から適用する。

## 4 意見

- ・チラシ配布など周知方法を工夫し、従事者への周知を継続して実施すること。

参考

【工事：80%】

**令和5年3月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の  
工事請負契約に係る労働報酬下限額**

※令和5年3月適用の公共工事設計労務単価の **80%** で算出しており、

**労務単価が改正された場合は、改正後の公共工事設計労務単価の80%  
が労働報酬下限額となります。**

【工事請負契約】

(単位：円／1時間当たり)

|    | 職 種     | 労働報酬下限額 |    | 職 種      | 労働報酬下限額 |
|----|---------|---------|----|----------|---------|
| 01 | 特殊作業員   | 2,540   | 27 | 普通船員     | 2,390   |
| 02 | 普通作業員   | 2,210   | 28 | 潜水士      | 4,490   |
| 03 | 軽作業員    | 1,710   | 29 | 潜水連絡員    | 3,020   |
| 04 | 造園工     | 2,260   | 30 | 潜水送気員    | 2,600   |
| 05 | 法面工     | 3,110   | 31 | 山林砂防工    | 3,020   |
| 06 | とび工     | 2,780   | 32 | 軌道工      | 4,420   |
| 07 | 石工      | 2,900   | 33 | 型わく工     | 2,930   |
| 08 | ブロック工   | 2,820   | 34 | 大工       | 3,060   |
| 09 | 電工      | 2,280   | 35 | 左官       | 2,640   |
| 10 | 鉄筋工     | 2,780   | 36 | 配管工      | 2,330   |
| 11 | 鉄骨工     | 2,720   | 37 | はつり工     | 2,720   |
| 12 | 塗装工     | 2,860   | 38 | 防水工      | 2,760   |
| 13 | 溶接工     | 3,010   | 39 | 板金工      | 2,810   |
| 14 | 運転手(特殊) | 2,620   | 40 | タイル工     | 2,380   |
| 15 | 運転手(一般) | 2,390   | 41 | サッシ工     | 2,950   |
| 16 | 潜かん工    | 3,440   | 42 | 屋根ふき工    | 2,431   |
| 17 | 潜かん世話役  | 4,250   | 43 | 内装工      | 3,170   |
| 18 | さく岩工    | 3,230   | 44 | ガラス工     | 2,740   |
| 19 | トンネル特殊工 | 3,820   | 45 | 建具工      | 2,430   |
| 20 | トンネル作業員 | 2,860   | 46 | ダクト工     | 2,350   |
| 21 | トンネル世話役 | 4,230   | 47 | 保温工      | 2,680   |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 3,170   | 48 | 建築ブロック工  | 3,121   |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,570   | 49 | 設備機械工    | 2,720   |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,780   | 50 | 交通誘導警備員A | 1,760   |
| 25 | 土木一般世話役 | 2,750   | 51 | 交通誘導警備員B | 1,450   |
| 26 | 高級船員    | 3,110   |    |          |         |



参考

【工事：78%】

**令和5年3月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の  
工事請負契約に係る労働報酬下限額**

**※令和5年3月適用の公共工事設計労務単価の78%で算出**

【工事請負契約】

(単位：円／1時間当たり)

|    | 職 種     | 労働報酬下限額 |    | 職 種      | 労働報酬下限額 |
|----|---------|---------|----|----------|---------|
| 01 | 特殊作業員   | 2,477   | 27 | 普通船員     | 2,331   |
| 02 | 普通作業員   | 2,155   | 28 | 潜水士      | 4,378   |
| 03 | 軽作業員    | 1,668   | 29 | 潜水連絡員    | 2,945   |
| 04 | 造園工     | 2,204   | 30 | 潜水送気員    | 2,535   |
| 05 | 法面工     | 3,033   | 31 | 山林砂防工    | 2,945   |
| 06 | とび工     | 2,711   | 32 | 軌道工      | 4,310   |
| 07 | 石工      | 2,828   | 33 | 型わく工     | 2,857   |
| 08 | ブロック工   | 2,750   | 34 | 大工       | 2,984   |
| 09 | 電工      | 2,223   | 35 | 左官       | 2,574   |
| 10 | 鉄筋工     | 2,711   | 36 | 配管工      | 2,272   |
| 11 | 鉄骨工     | 2,652   | 37 | はつり工     | 2,652   |
| 12 | 塗装工     | 2,789   | 38 | 防水工      | 2,691   |
| 13 | 溶接工     | 2,935   | 39 | 板金工      | 2,740   |
| 14 | 運転手(特殊) | 2,555   | 40 | タイル工     | 2,321   |
| 15 | 運転手(一般) | 2,331   | 41 | サッシ工     | 2,877   |
| 16 | 潜かん工    | 3,354   | 42 | 屋根ふき工    | 2,371   |
| 17 | 潜かん世話役  | 4,144   | 43 | 内装工      | 3,091   |
| 18 | さく岩工    | 3,150   | 44 | ガラス工     | 2,672   |
| 19 | トンネル特殊工 | 3,725   | 45 | 建具工      | 2,370   |
| 20 | トンネル作業員 | 2,789   | 46 | ダクト工     | 2,292   |
| 21 | トンネル世話役 | 4,125   | 47 | 保温工      | 2,613   |
| 22 | 橋りょう特殊工 | 3,091   | 48 | 建築ブロック工  | 3,043   |
| 23 | 橋りょう塗装工 | 3,481   | 49 | 設備機械工    | 2,652   |
| 24 | 橋りょう世話役 | 3,686   | 50 | 交通誘導警備員A | 1,716   |
| 25 | 土木一般世話役 | 2,682   | 51 | 交通誘導警備員B | 1,414   |
| 26 | 高級船員    | 3,033   |    |          |         |

# 案

5 豊公審第〇号  
令和6年 〇月 〇日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会  
会長 金井 幸子

印

令和6年度労働報酬下限額について（答申）

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

### 2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

### 3 付帯意見

労働報酬下限額を含め公契約条例に関する従事者の認識を高めるため、更なる取組を実施すること。